

産業廃棄物処分業許可証

住 所 東京都足立区梅島二丁目 18 番 5 号
氏 名 栄鉄鋼商事 株式会社
代表取締役 江井 弘

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 上田 清司



許可の年月日 平成 28 年 9 月 11 日

許可の有効年月日 平成 33 年 9 月 10 日

1. 事業の範囲

中間処理

破 砕：廃プラスチック類（硬質系のものに限る。）、木くず（紙、繊維、油、汚泥、金属類等の付着物のないもの（マテリアルリサイクル可能なもの）に限る。） 以上 2 種類
圧縮梱包：廃プラスチック類（軟質系で再生利用可能なものに限る。） 以上 1 種類

2. 事業の用に供するすべての施設

施設等の所在地

埼玉県三郷市泉三丁目 8 番 3、8 番 21 以上 2 筆（面積 1154.61㎡）に限る。
処理施設及び保管施設の概要は裏面のとおり。

3. 許可の条件

中間処理及び処理に伴う保管は、2. に掲げる施設及び場所で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指 令 番 号	変 更 内 容
平成18年 9月11日	指令廃指第 750号	新規許可
平成23年 9月12日	指令越環第1206号	更新許可
平成27年12月 1日	—	変更届（事業場の住居表示）
平成28年 9月11日	指令越環第819号	更新許可
	以下余白	

5. 規則第 10 条の 4 第 5 項の規定による許可証の提出の有無 ~~有~~ ・ 無

処理施設の種類及び能力等

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
破砕施設	1. 58t/日 (8時間)	廃プラスチック類(硬質系のものに限る。) 以上1種類	平成18年 9月11日 — —
	2. 11t/日 (8時間)	木くず(紙、繊維、油、汚泥、金属類等の付着物のないもの(マテリアルリサイクル可能なもの)に限る。) 以上1種類	
破砕施設	1. 16t/日 (8時間)	廃プラスチック類(硬質系で再生利用可能なものに限る。) 以上1種類	平成18年 9月11日 — —
圧縮梱包施設	4. 48t/日 (8時間)	廃プラスチック類(軟質系で再生利用可能なものに限る。) 以上1種類	平成18年 9月11日 — —

保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
廃プラスチック類(硬質系で再生利用不可能なものに限る。) 以上1種類	5.7㎡	1.1m(屋内) (1.5㎡鉄ボックス×3個)
廃プラスチック類(硬質系で再生利用可能なものに限る。) 以上1種類	5.7㎡	1.1m(屋内) (1.5㎡鉄ボックス×3個)
廃プラスチック類(軟質系で再生利用可能なものに限る。) 以上1種類	7.2㎡	2.0m(屋内) (1.0㎡網パレット×12個)
木くず(紙、繊維、油、汚泥、金属類等の付着物のないもの(マテリアルリサイクル可能なもの)に限る。) 以上1種類	6.9㎡	2.0m(屋内)

(以下余白)